

県職連合福利厚生臨時給付金Q & A

Q 1 ホテルパックは助成対象になりますか？

A 宿泊施設利用においてホテルパックを使用した場合は、宿泊料金が確認できないので原則は給付対象になりません。しかし、給付の要望も多いので、パック料金の1/3を給付の対象とします。なお、宿泊料金が確認できる場合は、宿泊料金相当分とパック料金の1/3の額の多い方を給付します。

Q 2 映画館等で飲み物代金が含まれている場合も対象となりますか？

A 映画鑑賞等を目的として料金が設定されているのであれば、本来目的でない飲食費等が含まれる場合も給付の対象とします。

Q 3 スポーツ施設の年会費は対象になりますか？

A スポーツ施設利用に際し、年会費として支払った場合も給付の対象とします。

Q 4 ヨガを利用したときは、対象になりますか？

A ヨガもスポーツ・レジャー施設の一環とみなし、対象とします。

Q 5 施設利用の半券等に金額が記載されていない場合はどうなりますか？

A 施設利用に際し、半券等に金額が記載されていない場合は、パンフレット等の金額が確認できる資料を添付することにより給付の対象とします。

Q 6 領収書の宛名が組合員本人でない場合は対象となりますか？

A 領収書の名義が組合員本人でない場合は、記載されている人の続柄を領収書に記入していただきます。

Q 7 スポーツ観戦等で他人名義の領収書しか無い場合はどうなりますか？

A 組合員本人が料金を払い施設を利用した旨の顛末書を添付することにより給付対象とします。

Q 8 領収書をなくした場合、何かで代用できますか？

A 領収書をなくして再発行もできない場合は、利用年月日と金額が確認できる医療機関、宿泊施設等の証明書、カード払いの利用証明書等で領収書に代わるものとして扱います。